

筆界特定の申請がされた旨の公告

下記のとおり、筆界特定申請がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、公告する。

令和6年4月10日

盛岡地方法務局 筆界特定登記官 五十嵐 潤一

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第5号
対象土地	下閉伊郡岩泉町釜津田字大板屋56番
	下閉伊郡岩泉町釜津田字大板屋7番1